

連載

間違えやすい

消費税の取引

早分かり講座



No.6 損害賠償金や違約金・キャンセル料等に関する消費税の取扱い

税理士 佐藤充宏

あまり考えたくないケースではありますが、本来であれば発生しないような取引である損害賠償金や違約金・キャンセル料等が発生した場合には、その内容によって消費税の取扱いが異なることがあります。そこで、今回は、これらのケースでの消費税の取扱いについて解説します。

### ■損害賠償金に消費税はかかるか？

例えば、業務上で車に乗っていたら、後ろの車に追突されて、自分がケガをしたり、車が壊れてしまった。このようなときに、追突事故を起こした相手方から、損害賠償金を受け取ることが

あります。結論から言えば、このケースでの損害賠償金に関しては消費税は課税されません。

国内取引で消費税の課税対象となるには、次のAからDの全ての要件を満たす必要があります。

- A 事業者が
- B 事業として
- C 対価を得て行なわれる
- D 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

そのため、これらの要件のどれか一つでも満たさなければ、消費税は課税されません。そして、いま挙げたケー

スで考えると、損害賠償金を受け取っているといっても、その対価として、モノを引き渡したり、何かを貸したり、サービスを提供しているわけではありません。よって、消費税の課税対象にはならないのです。

### ■実質的な内容で判断する

先程の例では、消費税の課税対象外になりますが、実際には、色々なケースで「損害賠償金」という言葉が使われます。「損害賠償金」という言葉が使われていたら、全て消費税は課税対象外になるのかというと、そうではありません。その損害賠償金が発生した内容によっては、先程の課税対象の要件を満たすこともあるのです。それには、次のようなケースがあります。

① 損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に対して引き渡される場合において、その資産がそのまま、または軽微な修理を加えることによって使用できるときに、その資産の所